

※ 修正箇所は赤字になっています。

令和3年2月3日時点 随時更新していきます Ver. 2

## エリア指定型(松本市内の市街化区域対象) 新型コロナウイルス拡大防止協力金Q & A

### Q1 時短要請は何に基づくものか？

新型インフルエンザ等対策特別措置法第24条9項に基づく知事の感染症対策にかかる協力要請です。

### Q2 時短要請の対象となる店舗は？

食品衛生法に基づく「飲食店営業許可」を受けている店舗のうち、20時から午前5時までの間に酒類の提供を行う店舗が対象です。具体的には、キャバレー、スナック、ホストクラブ、キャバクラ等の接待を伴う飲食店や、居酒屋、ファミリーレストラン等の酒類の提供を行う飲食店、酒類の提供を行うカラオケ店、酒類の提供を行うライブハウス（貸しスタジオは含みません。）等です。

ただし、コンビニ等のイートインスペース、テイクアウト、デリバリー、ケータリング、移動を前提としたキッチンカー、露店営業等については対象外となります。

### Q3 イートインスペースがあるスーパーやコンビニエンスストアは、協力金の対象となるか？

イートインスペースがあるスーパーやコンビニエンスストアは、営業時間短縮の要請対象外となるため、時短営業を行っても協力金の対象となりません。

### Q4 ショッピングセンター内のフードコート全体が時短営業をした場合、フードコート内の全店舗が協力金の対象となるか。

営業時間短縮の要請対象かどうかはフードコート全体ではなく、個々の店舗での酒類の提供などの要件により判断しますので、フードコート内の全店舗が一律に協力金の対象となるわけではありません。

### Q5 ショッピングセンターにテナントとして入居している酒類を提供していない店舗が、全館時短営業に伴って時短営業した場合、協力金の対象となるか。

酒類を提供していない店舗は、営業時間短縮の要請対象外となっているため、ショッピングセンター全館が時短営業となっても、協力金の対象となりません。

### Q6 ホテル内にテナントとして入居している飲食店は対象となるか？

酒類を提供しており、通常の営業時間が20時以降の場合は対象となります。

**Q 7 ホテル・旅館の飲食場所は協力金の支給対象となるか？**

酒類を提供しており、通常 20 時以降までの営業を前提として、①飲食提供専用スペースとして区分されていること、②宿泊客以外の者への飲食の提供を宣伝していることが申請書類から確認できない場合は支給対象とならない可能性があります。

**Q 8 酒類の提供を行う飲食店とはどのような店舗か？**

店内で飲食し、酒類の提供を行ってれば休業または営業時間短縮の要請対象となります。

**Q 9 酒類を提供していない店舗は時短要請の対象外か？**

酒類を提供していない店舗は対象外です。営業時間短縮の要請期間中であっても 20 時以降に営業していただいて構いません。

**Q10 食事の提供がメイン（麺類店、レストラン等）だが、お酒を提供している場合は、協力金の支給対象となるか？**

酒類を提供する飲食店は支給対象となります。

**Q11 ノンアルコールの、ビールやカクテルは酒類に含まれるか？**

ノンアルコールビールやノンアルコールのカクテルは酒類に含みません。

**Q12 酒類を提供するカラオケ店とはなにか？**

カラオケ設備の提供者と恒常的な契約や、楽曲の利用料の支払いなどを行い、カラオケ営業する店舗において、酒類（酒税法第 2 条の定義による）を提供していることです。

なお、食品衛生法における飲食店営業許可証をもっているカラオケ店のみが対象です。

**Q13 1 月 22 日からの要請だが、21 日 24 時（22 日 0 時）から 22 日午前 5 時までの深夜営業は可能か？**

営業していただくことは可能です。ただし、22 日 20 時以降の営業については休業または営業時間短縮要請の対象となります。

**Q14 時短要請の対象について、酒類の提供を行う店舗のみとした理由は？**

県内における感染要因の大きなものとしては飲食を介しての感染です。特に、接待を伴う飲食店など酒類の提供を行う飲食店で多くのクラスターが発生しています。また、国の分科会からも、「飲食を伴う懇談会等」や、「長時間におよぶ飲食、接待を伴う飲食、深夜のはしご酒」等の感染リスクが高いことが指摘されていることから、酒類の提供を行う飲食店に対して、営業時間短縮の要請を行うこととしました。

**Q15 協力金は営業補償なのか？**

営業時間短縮等への協力に対する協力金であり、営業時間短縮等に伴う減益を補償するものではありません。

**Q16 要請に気づかず、定められた日から営業時間の短縮をできなかった場合、協力金の支給対象にならないのか？**

できるだけ全期間営業時間の短縮をしていただきたいですが、特別な事情があり時短営業の開始が遅れた場合も、協力金の対象とします。ただし、遅くとも 24 日 20 時から 2 月 4 日まで全ての期間において要請に協力していただくことが必要です。この場合、「時短営業を実施した日数×4万円」を支給します。

**Q17 時短営業せず休業した場合、協力金の対象となるか？**

営業時間短縮の要請対象となる店舗が、時短営業ではなく休業した場合も協力金の対象となります。また、定休日が含まれる場合も交付対象になります。（従前より 20 時～午前 5 時までの時間帯を超えて営業を行う事業者に限ります。）

**Q18 要請期間中は冬季休業だが、協力金の対象となるか？**

コロナの影響による休業でないため、支給対象にはなりません。

**Q19 20 時までには営業を終了しなければいけないか？それとも、酒類だけを止めればいいのか？**

酒類の提供だけではなく、営業を終了していただくようお願いします。

**Q20 要請期間中、酒類の提供をやめて、20 時以降も営業する場合は、協力金の対象となるか。**

営業時間短縮をしていないと判断されるため、協力金の支給対象にはなりません。

**Q21 酒類提供を行う飲食店が、20 時以降はテイクアウト（又はデリバリー）のみで営業を行ってもよいか？**

施設内で飲食をしないテイクアウト（又はデリバリー）のみであれば、20 時以降も営業していただいて構いません。

**Q22 酒類を提供している店舗が酒類の提供を終日取りやめ、20 時までの時短営業をした場合、協力金の対象となるか？**

協力金の対象となります。

**Q23 酒類を提供していたことの証拠書類として、店名の記載がないメニューや納品書でもよいか？**

申請される店舗のものであることが分かるメニューの写真や酒類の納品書、伝票、請求書の写し等、それぞれのお店の営業実態に合わせて酒類を提供されていることが分かる資料をご提出ください。

**Q24 従前から酒類を提供していない飲食店は、協力金の対象となるか？**

酒類を提供していない飲食店は、原則として営業時間短縮の要請対象外となるため、時短営業等を行っても協力金の対象となりません。ただし、風営法に基づく営業許可により営業されている接待を伴う飲食店は要請に協力した場合、支給の対象となります。

**Q25 対象エリア内に複数店舗を持つ場合、店舗数に応じた協力金が支給されるか？**

営業時間短縮等の要請にご協力いただいた店舗数に応じて、1店舗あたり最大56万円を支給します。例えば、事業者が2店舗分の申請をすれば最大112万円、3店舗分の申請をすれば最大168万円の支給を受けることができます。ただし、事業者は、店舗ごとに申請書類を準備した上で申請していただく必要があります。

**Q26 県内に複数の店舗がある場合、全ての店舗で営業時間を短縮する必要があるか？**

対象エリアにある営業時間短縮の要請対象となる全ての事業所に対して営業時間短縮にご協力をお願いしておりますが、要請対象外の地域の店舗については、県は要請していないため短縮する必要はありません。

**Q27 申請する際の店舗数はどのように捉えたらいいのか？**

飲食店営業許可証により判断します。

**Q28 社団法人、財団法人、特定非営利活動法人（NPO法人）、宗教法人は協力金支給の対象となるか？**

営業時間短縮等の要請対象となる店舗を運営する者であって、要請を受けて営業時間の短縮等を行った場合であれば対象となります。

**Q29 店舗を新たにオープンしたばかりだが、時短営業した場合、協力金の対象となるか？**

営業時間短縮の要請（1月22日）より前から要請対象となる店舗をオープンしていて、20時～午前5時の間に営業していた実績がある場合、協力金の対象となります。

**Q30 要請期間の途中（1月24日など）で開店する予定であった。開店後、時間短縮すれば少しでも貰えるのか？**

令和3年1月22日より前から開業していることが支給要件となっていますので、営業時間短縮の要請期間の途中で開店する場合は支給対象となりません。

**Q31 20時までの時短営業とは、具体的にどのような状態のことか？**

20時には閉店し、お客様がいない状態にあることをいいます。お客様が退店後、片付けや閉店準備のため従業員が残る必要がある場合は、閉店が20時を過ぎても可としますが、ラストオーダーや、飲食の提供が20時までであっても、お客様が20時以降も店内にいた場合には申請いただけません。そのため、20時に閉店できるようにラストオーダーの時間を早めに設定するなどの対応をお願いします。

**Q32 以前は20時以降も営業していたが、コロナの影響により最近では20時に閉店していた場合は、対象にならないのか？**

酒類を提供する飲食店等が、コロナの影響以前に20時以降まで営業されており、コロナの影響以後に20時までで時短された場合は対象になります。昨年の同時期における営業実態や、直近の営業実態をはじめ、支給要件を満たしているかどうか提出書類をもとに審査をさせていただいた上で支給を決定します。

**Q33 要請前に完全予約制で20時以降も営業をしている。この場合は対象となるか。**

HPやSNSなどで営業時間を外に向けて周知している場合は対象となります。

**Q34 飲食店について、例えば「土曜・日曜日」と固定した曜日だけ20時以降に営業している事業者が、5時から20時までの範囲内の時間短縮に協力した場合は、協力金の対象になるか？**

曜日を固定して日常的に実施している場合は、対象となります。ただし、HPやSNSなどで営業時間を周知している必要があります。

**Q35 通常の営業時間が午前5時から20時の範囲内だが、予約などの事前連絡にて不規則に20時以降に営業している場合は、協力金の対象となるか？**

20時以降の営業が臨時的なもので、通常の営業時間ではない場合は対象外となります。

**Q36 全ての期間において、時短営業を行わなければ、協力金は支給されないのか？**

原則として対象となりません。ただし、特別な事情があり22日から要請に応じることが困難な場合であっても、遅くとも24日20時から2月4日まで全ての期間において要請に協力していただくと対象となります。この場合、要請に応じた日数に応じて1店舗1日あたり4万円を支給します。

**Q37 「新型コロナ対策推進宣言」を掲示していないと、協力金は支給されないのか？**

協力金の対象要件として、ガイドラインを遵守のうえ、「新型コロナ対策推進宣言」を掲示していただくことが必要です。ただし、営業時間の短縮等の要請があった時点で、ガイドラインの遵守及び「新型コロナ対策推進宣言」の表示を行っていない場合は、遅くとも次に定める期限までに、ガイドラインの遵守及び「新型コロナ対策推進宣言」の表示を開始することが支給の条件となっています。

- 営業時間の短縮を行った事業者は、要請期間最終日
- 休業を行った事業者は、営業再開日（ただし、申請受付期限の令和3年3月8日まで）

**Q38 「新型コロナ対策推進宣言」のステッカーを入手するにはどうすればいいのか？**

入手方法については、県のホームページをご覧ください。

[https://www.pref.nagano.lg.jp/service/corona\\_taisakusengen.html#shitsumon](https://www.pref.nagano.lg.jp/service/corona_taisakusengen.html#shitsumon)

**Q39 要請期間前（又は期間中）に廃業した。協力金の対象となるか？**

要請に応じた営業時間の短縮と言えず、対象となりません。

**Q40 休業届を提出して長期間休業しているが、協力金の対象か？**

対象となりません。

**Q41 飲食店営業許可証の有効期限が切れているが申請できるか？**

申請できません。

**Q42 飲食店営業許可証の有効期限が切れており、現在更新申請中だが、申請できるか？**

要請期間中に営業可能であることが分かる許可証を入手して添付してください。

**【令和3年2月3日（水）修正】**

**Q43 2019年（令和元年）分の確定申告書類を提出するということか？**

2020年（令和2年）分の確定申告書類でも構いません。